

平成30年度



奈良県職員採用（任期付職員）募集案内

＜職業訓練指導員＞

平成31年1月31日
奈良県総務部人事課

受付期間 平成31年1月31日（木）～平成31年2月7日（木）

※ 募集に関する問い合わせ及び応募先は、
奈良県総務部人事課庁内働き方改革推進係

〒630-8501 奈良市登大路町30
電話 0742-27-8057

1. 募集内容

採用職種	勤務地	採用予定人員	職務内容
職業訓練指導員 オフィスビジネス科	奈良県立 高等技術専門校 (磯城郡三宅町石見440)	1人	一般事務、簿記会計、原価計算、税務会計、計算実務、秘書実務、パソコン操作、会計ソフト等の運用・管理等に関する学科と実技の指導。
家具工芸科		1人	材料、木材加工法、木工品、工作法、器工具使用法、工作基本、組立及び仕上げ、木工品製作に関する学科と実技の指導。

2. 採用期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日（原則として採用より3年間）＜予定＞

3. 応募資格

次の（1）および（2）の要件をいずれも満たす者

（1）次のいずれにも該当しない人

- ・ 成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む）
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 奈良県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 下表の応募要件を満たす者

採用職種（科）	応募要件
オフィスビジネス ビジネス科	次のいずれかの要件を満たす者 ①職業訓練指導員免許（事務科）を有する者又は平成31年3月31日までに同免許を取得できる者 ②職業能力開発促進法第28条第3項第3号の規定に該当する者（別紙2参照） ③公認会計士法による公認会計士試験の短答式による試験若しくは論文式による試験、平成15年法律による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験又は税理士法による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者
家具工芸科	次のいずれかの要件を満たす者 ①職業訓練指導員免許（木工科又は木材工芸科）を有する者又は平成31年3月31日までに同免許を取得できる者 ②職業能力開発促進法第28条第3項第3号の規定に該当する者（別紙2参照） ③職業能力開発促進法に基づく技能検定（家具製作（家具手加工作業）、家具製作（家具機械加工作業）、建具製作（木製建具製作作業）のいずれか）の1級の資格を有する者

※国籍についての要件

- ・日本国籍を有しない人は、在留活動に制限のない日本国在留の資格を有する場合に応募できます。
- ・「日本国籍を有しない人は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わることはできない」とする公務員に関する基本原則に基づいた任用がなされます。

4. 選考日程・会場・合格者発表

	日 程	会 場	合 格 者 発 表
第一次 選 考	書 類 選 考 平成31年2月7日(木)(必着) までに、課題論文に必要書類を 添えて提出してください	—	平成31年2月15日(金)【予定】 〔第一次選考応募者全員に郵 送にて合否を通知します〕
第二次 選 考	平成31年2月22日(金)【予定】 詳細については、第一次選考合格 通知の際にお知らせします	奈良市内【予定】 詳細については、第一次選 考合格通知の際にお知らせ します	平成31年2月28日(木)【予定】 〔第二次選考出席者全員に郵 送にて合否を通知します〕

※ 第二次選考合格者に対して、職務遂行に必要な健康状態を有するかどうかの判断を行うため、3月上旬に指定する医療機関において健康診断を実施します。なお、実施方法等については第二次選考合格者への合格通知で案内します。

5. 選考等の概要

種	目	内	容
第一次選考	論文審査	業務に必要な専門知識、企画内容等についての論文審査 【論文審査課題】 「職業訓練についてのあなたの考えを述べるとともに、採用後の抱負をのべなさい。」 ※(別紙1)の論文作成要領に従い作成してください。	
	経歴審査	応募資格の有無、申込書記載事項の真否、実務経験等についての審査	
第二次選考	面接選考	専門知識及び職員としての適性等について個別面接による選考	

6. 応募手続

必要書類	<p>1. 応募書(様式1)</p> <p>2. 職務経歴書(様式は任意で、A4サイズ1枚で作成してください。職務経歴のない者は、「該当なし」と記載して提出してください。)</p> <p>3. 論文 ※ (別紙1)の論文作成要領に従い作成してください。</p> <p>4. 資格を証明する書類 ①職業訓練指導員免許の写し(該当者に限る) ②職業能力開発促進法第28条第3項第3号の規定に該当する者については、該当することを証する書類(該当者に限る) ③その他、関連する免許資格等の写し(該当者に限る)</p> <p>5. 最終学歴の卒業証明書・成績証明書 ※最終学歴が大学院である場合は、大学の卒業証明書及び成績証明書も併せて提出して下さい。 ※手続き上の理由で期限に間に合わない場合はご連絡下さい</p> <p>6. 返信用封筒2通 (23.5cm×12cmの定形封筒2通それぞれに切手362円分を貼り、郵便番号及び住所・氏名を明記)</p>
申込方法	<p>必要書類を、奈良県総務部人事課庁内働き方改革推進係まで直接持参するか、又は書留など確実な方法で郵送してください。</p> <p>※ 郵送の場合は、封筒の表に必ず「<u>選考(任期付職員)応募</u>」と朱書きしてください。</p>
受付	<p>期 間 平成31年1月 日 () ~ 平成31年2月7日(木)</p> <p>時 間 午前9時~午後5時</p> <p>※ 直接持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません。</p> <p>※ 郵送の場合は、2月7日(木)必着です。申込最終日間近に郵送される場合は、必ず速達扱いの書留で送ってください。</p> <p><u>2月12日(火)までに「応募受付票」が到着しない場合は、奈良県総務部人事課庁内働き方改革推進係まで必ずお問い合わせください。</u></p>

7. 給料等

初任給は、採用までの経験年数等に応じて条例の定めるところにより決定されます。

(参考) : 大学卒業程度で採用前に前歴がない場合 : 月額 196,560円

※採用前の前歴等によっては加算があります。

その他手当として、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当等が条件に応じて支給されます。

※なお、初任給等は平成31年1月1日現在の条件で表記しています。

8. 勤務条件等

勤務時間は、1週38時間45分で、原則として週休2日制です。

年次有給休暇等は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の規定に基づき付与されます。

※なお、勤務条件等は平成31年1月1日現在の条件で表記しています。

9. その他

この採用選考の応募者は、合格発表の日から1月間（第一次選考合格者は、第二次選考の合格発表の日から1月間）、選考の結果（総合得点及び順位）について、奈良県個人情報保護条例に基づき口頭により開示を請求することができます。

詳細については直接お問い合わせください。

(様式1)

〈職業訓練指導員〉

平成30年度奈良県職員採用（任期付職員）応募書

※受付番号

応募職種（該当する職種に○を付けてください）

・オフィスビジネス科 ・家具工芸科

ふりがな
氏名

生年月日

昭和・平成 年 月 日

現住所 〒

(電話 - -)

連絡先 〒

(メールアドレス)

(電話 - -) (携帯電話 - -)

勤務先 〒

(電話 - -)

(写真欄)

写真は縦5cm、横4cm
上半身脱帽、正面向で
3か月以内に撮影した
もの

学 歴 (最終学校とその前2つについて、学部・学科及び修学区分まで記入してください)

年

月

職 歴 (会社名・官公庁名・所属部課・役職名・職務内容等を記入してください)

年

月

資格・免許等（取得年も併せて記載してください）

職業訓練指導員（ 科） ・ 年 月（取得・取得見込）

上記以外の資格・免許・検定等（取得見込については「見込み」と記入）

☆黒のインク又はボールペンで記入してください。 また、裏面にも記入してください。

応募の動機	
受験申込者の「日本国籍の有無」	有 ・ 無
受験申込者の「在留資格の内容」 (※ 外国籍の人のみ記入) 該当する内容に○を付けてください	永住者 特別永住者 日本人の配偶者等 永住者の配偶者等 定住者
<p>◎ 私は、地方公務員法第16条に規定する次の各号のいずれにも該当していません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む） 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 3 奈良県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 4 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 <p>◎ この申込書の記載内容はすべて事実と相違ありません。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>氏 名 (自署)</p>	

[注意事項]

1. 氏名は必ず自署してください。
2. 記載事項に不正がある場合、採用される資格を失うことがあります。
3. その他記載方法については、募集案内の記入要領をよくお読みください。

応募書記入要領

- 1 ※欄を除くすべての欄に、正しく記入してください。記載事項に不正があると、採用される資格を失うことがあります。
- 2 黒のインク又はボールペンでもれなく記入してください。数字は算用数字を用い、ふりがなはひらがなで記入してください。
- 3 連絡先欄には、単身赴任等で職員寮などに居住している場合、休暇などで帰省するところを記入してください。また、現住所以外に早く連絡できる場所があれば記入してください。
- 4 勤務先欄には、現在就労している勤務先を記入してください。現在就労していない場合は記入する必要はありません。
- 5 学歴欄の学校名は最終学校とその前2つを、学部・学科は専攻科まで詳細に記入してください。学位については取得年、大学、専攻分野を記入してください。

(記入例)

昭和50	3	〇〇県立〇〇高等学校 卒業
昭和54	3	□□大学□□学部□□学科 卒業
昭和56	3	△△大学大学院△△専攻科 修了(中退)

- 6 職歴欄は、今までのいっさいの職歴（自営業は含み、短期のアルバイトは除く。）について職歴順に詳細に記入してください。（無職の期間がある場合なども例に従って記入してください。）
 なお、会社・官公庁内での役職名が多数ある場合には、就任した順にその役職名を全て記載してください。
 また、欄が不足する場合は、別紙（様式任意）を添付してください。

(記入例)

昭和50	4	◇◇株式会社 入社	◇◇業務に従事
昭和53	4	無 職	
昭和54	4	家業（▽▽業）に従事	
昭和56	4	〇〇株式会社 入社	〇〇業務に従事
昭和63	4	同社 □□支店□□課長	□□業務に従事
平成 7	7	同社 本社△△部△△課 課長代理	△△業務に従事
平成13	7	同社 本社〇〇部〇〇課長	〇〇業務に従事
		現在に至る	

- 7 資格・免許等欄には、語学検定、特殊技能などがあれば記入してください。なお、取得見込みの資格があれば、併せて記入してください。
- 8 記入不足がある場合は、受付をしない場合があります。（郵送の場合は返送します。したがって、そのために、申込締切日に間に合わなくても当方では責任を負いかねます。）
- 9 裏面には、応募資格を有することを宣誓していただくため、署名は必ず自筆で行ってください。

論文作成要領

【論文審査課題】「職業訓練についてのあなたの考えを述べるとともに、採用後の抱負をのべなさい。」

- 1 用紙は、A4判（日本工業規格）を使用してください。
- 2 記載方法は、縦置き・横書きとし、ワープロ、自筆いずれでも結構です。
- 3 記載内容は、「職業訓練指導員：〇〇（職種）」、氏名を頭書に記載し、以下本文を記載してください。
- 4 字数については、頭書を除き、2,000字以内にまとめてください。
また、表、図等を用いても構いませんが、A4判2枚までとし、本文中、文末いずれに用いても構いません。（論文全体で用紙枚数が5枚以内になるようにしてください。）
- 5 論文作成にあたり、引用した論文、著作があれば、最後に著書名、著作者、頁数等を掲載してください。（論文の字数には含めませんので、別紙として提出していただいて結構です。）

（作成見本）

（A4判）

職業訓練指導員：〇〇（職種）

氏名 〇 〇 〇 〇

（以下、本文を記載してください）

職業能力開発促進法（抜粋）

（職業訓練指導員免許）

第28条

準則訓練のうち普通職業訓練（短期間の訓練課程で厚生労働省令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）における職業訓練指導員は、都道府県知事の免許を受けた者（都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設を行う普通職業訓練における職業訓練指導員にあつては、厚生労働省令で定める基準に従い当該都道府県又は市町村の条例で定める者）でなければならない。

3 職業訓練指導員免許は、申請に基づき、次の各号のいずれかに該当する者に対して、免許証を交付して行なう。

三 職業訓練指導員の業務に関して前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

4 前項第三号に掲げる者の範囲は、厚生労働省令で定める。

職業能力開発促進法施行規則（抜粋）

第39条

法第二十八条第四項の規定に基づき厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 免許職種に関し、第六十一条に規定する一級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者で、厚生労働大臣が指定する講習を修了したもの

二 免許職種に関する学科を修めた者で、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉又は福祉実習の教科についての高等学校の教員の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第一項に定める普通免許状をいう。）を有するもの

三 免許職種に関し、廃止前の職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号。以下「旧法」という。）第七条第二項の職業訓練大学校における職業訓練指導員の訓練で、長期訓練又は短期訓練の課程を修了した者

四 旧法第二十四条第一項の職業訓練指導員試験に合格した者

職業能力開発促進法施行規則附則（抜粋）

（職業訓練指導員免許に関する経過措置）

第9条

法第二十八条第四項の規定に基づき厚生労働省令で定める者は、新省令第三十九条に定めるもののほか、当分の間、次の各号のいずれかに該当する者であつて、第三十九条第一号の厚生労働大臣が指定する講習を修了したものとする

一 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に関し二年以上の実務の経験を有するもの

二 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に関し四年以上の実務の経験を有するもの

二の二 免許職種に相当する応用課程又は特定応用課程及び特定専門課程の高度職業訓練に係る訓練科に関し、技能照査に合格した者で、その後当該免許に関し一年以上の実務の経験を有するもの

二の三 免許職種に相当する専門課程の高度職業訓練（職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成五年労働省令第一号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則による専門課程及び職業訓練法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和六十年労働省令第二十三号）による改正前の職業訓練法施行規則による専門訓練課程の養成訓練を含む。）に係る訓練科に関し、技能照査に合格した者で、その後当該免許職種に関し三年以上の実務の経験を有するもの

三 厚生労働大臣が別に定めるところにより前三号に掲げる者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認められる者

(解説：昭和44年10月1日労働省告示第38号に規定。下記参照)

職業訓練指導員免許を受けることができる者（昭和44年10月1日労働省告示第38号）

職業能力開発促進法施行規則（以下「規則」という。）附則第九条第一項第三号に掲げる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 免許職種に関し、規則第九条に定める専門課程の高度職業訓練のうち規則別表第六に定めるところにより行われるもの（職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成五年労働省令第一号。以下「平成五年改正省令」という。）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧能開法規則」という。）別表第三の二に定めるところにより行われる専門課程の養成訓練及び職業訓練法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和六十年労働省令第二十三号）による改正前の職業訓練法施行規則（以下「訓練法規則」という。）別表第一の専門訓練課程の養成訓練を含む。）を修了した者（規則附則第九条第一項第二号の三に定める者を除く。）で、その後四年以上の実務の経験を有するもの
- 一の二 免許職種に相当する規則第九条に定める普通課程の普通職業訓練（旧能開法規則第九条に定める普通課程及び訓練法規則別表第一の普通訓練課程の養成訓練を含む。）に係る訓練科に関し、技能照査に合格した者で、その後当該免許職種に関し六年以上の実務の経験を有するもの
- 一の三 免許職種に関し、規則第九条に定める普通課程の普通職業訓練のうち規則別表第二に定めるところにより行われるもの（旧能開法規則別表第三に定めるところにより行われる普通課程の養成訓練及び訓練法規則別表第一の普通訓練課程の養成訓練を含む。）を修了した者（前号に定める者を除く。）で、その後七年以上の実務の経験を有するもの
- 二 免許職種に関し、規則第九条に定める短期課程の普通職業訓練のうち規則別表第四に定めるところにより行われるもの（旧能開法規則別表第七に定めるところにより行われる職業転換課程の能力再開訓練及び訓練法規則別表第一の職業転換訓練課程の能力再開訓練を含む。）であつて訓練時間の基準が七百時間以上であるものを修了した者で、その後十年以上の実務の経験を有するもの
- 三 免許職種に関し、職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十三年労働省令第三十七号。以下「昭和五十三年改正規則」という。）附則第二条第一項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成五年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。）を修了した者で、その後十年以上の実務の経験を有するもの
- 四 外国の学校であつて学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）と同等以上と認められる者において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に関し二年以上の実務の経験を有するもの
- 五 免許職種に関し、廃止前の職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号。以下「旧法」という。）第十五条第一項若しくは同法第十六条第一項の認定を受けて行なう職業訓練（以下「旧法の認定職業訓練」という。）であつて訓練期間の基準が三年であるもの又は旧法附則第五条第一項の規定による改正前の労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十一条第一項の認可を受けて行なわれた技能者養成を修了した者で、その後七年以上の実務の経験を有するもの
- 六 学校教育法による高等学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許に関し七年以上の実務の経験を有するもの

- 七 免許職種に関し、旧法の規定により行なわれた専門的な技能に関する職業訓練であつて訓練期間及び訓練時間の基準がそれぞれ二年及び三千六百時間であるもの又は旧法の認定職業訓練であつて訓練期間の基準が二年であるものを修了した者で、その後八年以上の実務の経験を有するもの
- 八 免許職種に関し、旧法の規定により行なわれた基礎的な技能に関する職業訓練であつて訓練時間及び訓練時間の基準がそれぞれ一年及び千八百時間であるもの又は旧法附則第六条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第二十七条の公共職業補導所の職業補導であつて補導期間及び補導時間の基準がそれぞれ一年及び千八百二十四時間であるものを修了した者で、その後十年以上の実務の経験を有するもの
- 九 旧法の施行前に失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）第二十七条の二第一項の施設において行なわれた職業訓練であつて訓練期間及び訓練時間の基準がそれぞれ一年及び千八百二十四時間であるものを修了した者で、その後当該免許職種に関し十年以上の実務の経験を有するもの
- 十 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和四十八年労働省令第二号。以下「改正省令」という。）の施行の際現に改正省令による改正前の職業訓練法施行規則第二十九条第一号に規定する都道府県が家事サービス職業訓練を行うために設置する施設において免許職種に関する当該職業訓練を担当している者
- 十一 免許職種に相当する昭和五十三年改正規則による改正前の職業訓練法施行規則（以下「旧訓練法規則」という。）第一条の特別高等訓練課程の養成訓練に係る訓練科に関し、技能照査に合格した者で、その後当該免許職種に関し三年以上の実務の経験を有するもの
- 十一の二 免許職種に関し、旧訓練法規則第一条の特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者（前号に定める者を除く。）で、その後四年以上の実務の経験を有するもの
- 十一の三 免許職種に相当する旧訓練法規則第一条の高等訓練課程の養成訓練に係る訓練科に関し、技能照査に合格した者で、その後当該免許職種に関し六年以上の実務の経験を有するもの
- 十二 免許職種に関し、旧訓練法規則第一条の高等訓練課程の養成訓練を修了した者（前号に定める者を除く。）で、その後七年以上の実務の経験を有するもの
- 十三 免許職種に関し、旧訓練法規則第一条の専修訓練課程の養成訓練を修了した者で、その後十年以上の実務の経験を有するもの
- 十四 厚生労働省職業能力開発局長が前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認める者